

# 九セミ FUKUOKA

## 実行委員会ニュース



第29回人間らしく働くための九州セミナーinふくおか 現地実行委員会

実行委員長：福岡医療団 医師 舟越光彦

第1号 2018年5月15日(火) 代表連絡先(九セミ事務局) ☎ 092-651-3220

● ホームページ ▶ 「人間らしく働くための九州セミナー」で検索を!

● フェイスブックでもつながろう ▶ フェイスブックページ内で検索!

「第29回」「九州セミナー」などで候補が出てきます→「イイネ」よろしくネ!!

福岡市早良区の「ももちパレス」を主会場に  
分科会の一部は「西南学院大学」でも

九州セミナーinふくおか =開催日程=

**11月10日(土)~11日(日)**

●● 皆さん予定に入れておいてください ●●

### 一日目の企画

メイン講演予定者

ジャーナリスト **風間直樹さん**

週刊東洋経済 記者 早稲田大学政経大学院卒

=働き方改革のオモテとウラ=

**「安倍一強」の落とし穴** (仮題※)

※安倍首相がまだ首相として活躍されておられた場合

## 九セミふくおか現地実行委員会の体制について

「現地実行委員会」は、代表世話人会が決定したアウトラインを具体化し、開催計画をつめてセミナーを成功させるために力を合わせます。組合・団体の代表だけでなく個人としても参加を募ります。今回の実行委員会には、ワークルールに関心のある大学生の皆さんも参

加しています。

先日5月12日に第1回目のプレ企画（事前学習会）を開催しましたが、セミナー当日のみの一過性の「学び」ではなく、以後継続した問題意識を持てるようになるレベルにしておくために「事前学習」も積み重ねます。

事前学習会は実行委員だけが参加対象ではありませんが、これらの企画の計画のところから参加してもらい、セミナーを「創る」ために皆さんの力をぜひあわせてください。

というわけで・・・

## あなたも運営側の実行委員に!!

**事務局に連絡をお願いします!**

### 実行委員会の体制

※敬称略します。



実行委員長	舟越光彦（福岡医療団・医師）
副実行委員長	有田謙司（西南学院大学法学部 教授）
副実行委員長	池田和彦（筑紫女学園大学人間科学部 教授）
副実行委員長	岩下幸男（福岡県商工団体連合会 会長）
副実行委員長	梶原恒夫（九州労働弁護団 会長 弁護士）
副実行委員長	山本清春（福岡市職員労働組合 書記次長）
副実行委員長	懸谷 一（福岡県労働組合総連合 副議長）
事務局長	瀬口和也（福岡医療団）

※このほか、主な組合・団体から事務局次長を選任して事務局を構成しています。

## 九セミふくおかフシ企画 VOL.1

**=青年の働くルールと健康= 82人が参加**



5月12日、福岡市博多区千代の「ちどりビル」で、「九州セミナーin ふくおか」のプレ企画として事前学習会を開催しました。舟越実行委員長から事前学習の重要性について、当日だけでなく継続した学習を進めていくために必要だと訴えられました。

2015年の「九州セミ佐賀」の基調講演者を務めた北海学園大学教授の川村雅則さんの講演、青年の労働問題に関連したリレートークをおこないました。

### ～川村教授の講演要旨～

**現場に出て調査することとその「構造」を考えること** **両方が大事**

卒業論文のテーマとして長距離トラックの運転手の労働実態を調べるためトラックに同乗。最初は、手法がわからずひたすらメモを取った。運転時間、荷物の取扱時間、睡眠時間なども克明に記録した。これが結果的に働き方の実態を明らかにすることになったのだが、これが私の調査活動の始まり。

現場に出て調査することは大事だ。しかしその「構造」を考えることも大切。例えば、貸切バスの労働現場の話では、「規制緩和で競争が起きて運賃が安くなり利用者が増えて皆よくなる」という話だったが、実際は、バス会社が増えて車両も増、旅行会社優位になって発注単価が下がって労働条件が悪くなった。

労働規制の緩和か？強化か？と言う点では、我々は調査活動を通して強化を提起すべきだ。

## 調査活動を政治に結びつける！

### 自治体に対しても労働政策の条例を作らせる取組を

建設労働現場の調査で発注の在り方が適切かという視点で調査。道路工事現場で賃金アンケートを実施。賃金の算出根拠である「公共工事設計労務単価」と実際の賃金支払い額が違う。実際の支払額は低い。その差額はどこにいったのか。公契約条例の話になるが、こうした調査活動をどう政治につなげるかが課題。

ひとつは国の法律、公契約法制定や労働契約法などに反映させること。また自治体レベルでも「労働政策」を実施させる条例づくりが可能で、①非正規公務員に係る事、②発注関係、③アルバイト、学生問題など。実際にソウル市ではルール作りがされた。

自治体レベルでは理念的にはなるが、事業者にワークルールを守らせる条例づくりが可能であり必要。そもそも自治体は住民福祉の増進を掲げている。

自治体は直接雇用（公務労働者）したり、発注（委託）をおこなうが、国の行財政改革で公務の量を圧縮させる一方、「世界で一番企業が活動しやすい国」にするため、自治体業務の民

営化競争をやらせている。

こういう流れのなかで、自治体職員が非正規化して長期に働く前提のルールになっていない。「官製ワーキングプア」はどこの自治体にもある。自治体として短期的に見れば費用が安くなるが、暮らし働き続ける賃金が確保できなくなれば、税収だって減っていきマイナス面が出てくる。札幌市は、4年間で66億円を節約し「スリムな市役所に」したと言うが、そのなかのかなりの部分は、働く側にしわ寄せがされた結果だ。

## 学生アルバイト白書 7冊発行！

### 学生に対する労働法教育の実践にも 役立てる取組を継続して・・・

2011年から学生アルバイトの実態調査をおこなった「学生アルバイト白書」を7冊作った。これを通じて学生に労働教育をおこなってきたが、労働法と労働組合の学びはセット。労働法の役割、労働組合の役割を話すが、大半が知らないのが実態であることが分かった。労働組合離れというが、くっついたのが離れるなら「離れ」だが、学生はくっついてもない。

### なぜ官の現場か？

「先生、官でなくて民の方を調べた方がよいのでは？」と聞かれることがあるが、民はなんだかんだ言ってもルールがある。官は「任用」だから労働契約法は適用されない。また、民は企業秘密と言われると調べることができないことが多いし・・・

## 労働契約法改正 **有期5年で無期転換** を実施させる運動も

2012年労働契約法の改正は、リーマンショックで派遣切りが横行したことに対応したものの。2013年4月以降の有期雇用5年で無期に転換（今年2018年4月で満5年）なのだが無期=正社員というわけではない。しかし、処遇は低いままでも「雇い留めの恐怖」から労働者は解放される。一方で、無期転換を回避するために「一旦退職させて再雇用」などの脱法行為もある。これらは調査しないと解らない。調査し見える化を図る必要がある。

そして、大手や公共関係の職場では、必ず無期転換を実施させなければならない

## 雇用によらない働き方 → **契約当事者対等が前提の民法では規制にならない**

委託など雇用によらない働き方は労働法令に係らない。規制は民法になるが、民法は、各契約当事者は対等という前提。実態は対等でないから別途立法が必要になる！

次回の事前学習会は7月28日土曜日午後の予定！

## ～リレートーク～

# 青年たちが置かれている実態は？

講演の後はリレートーク！4人の皆さんがそれぞれの立場から青年労働者が置かれている実態について話をしました。

九大医学部の水木さんは、学生のチームを作って大学生のアルバイト実態を調査し、この結果を報告。

医療ソーシャルワーカーの田原さんからは、青年の無料低額診療受診者の事例と分析。木村さんからは、医療機関における雇い留め問題の事例。八木弁護士からは、青年からの労働法律相談について報告されました。

### 建設関係のアルバイト

### 収入が借金返済で消え路上生活に

### 田原さんのお話 から

30代の青年が野宿していて具合が悪くなり、路上に横たわっていたところを警察官が見つけて博多区役所保護3課に。保護3課というところは、こうした方々に対応する専門の部署。この3課から千鳥橋病院に「無料低額診療」受診の依頼が。パトカーで警察官同行のうで受診されることとなった。

本人から話を聞くと、建設関係のアルバイトをして働いているものの、借金があり収入のほとんどは返済に消えて路上生活を送っているとのことだった。※路上生活から当面シェルターでの生活に。借金問題も法律相談で解決したということでした。



### リレートーク参加者

- ◎ 水木雅人 さん  
九州大学医学部 4年生
- ◎ 田原莉茄子 さん  
千鳥橋病院  
医療ソーシャルワーカー
- ◎ 木村拓史 さん  
民医連労組連合会書記長
- ◎ 八木大和 さん  
福岡第一法律事務所 弁護士